

謹賀新年

旧年中は格別のお引き立てに預り有難く厚く御礼申し上げます。  
本年も相変わらずご愛顧のほどお願い申し上げます。



働き方改革の一環として平成31年4月（中小企業は令和2年4月）より施行された時間外の上限規制について、自動車運転業務（トラック、タクシー、バス運転手等）等の一部の業務については適用を猶予されていましたが、今年（令和6年）の4月より、原則適用されることとなります。

ただし、上限規制が適用される今年の4月以降についても、従来（平成31年4月）より適用を受けていたその他の業務（以下、単に「その他の業務」とは一部取り扱いに異なる点がありますので、今回はその辺りのことも踏まえて、自動車運転業務の上限規制の概略をお伝えします。

(1) 時間外労働の上限規制

従来、自動車運転者については、時間外労働させるに当たって締結する36協定において、設定できる時間外労働の時間数に上限がありませんでしたが（青天井）、今年の4月以降はその他の業務同様、原則1月45時間、年間360時間の上限が適用されることになり、これを超えて時間外労働させる場合は、「特別条項付き36協定」を締結することが必要となります。

ただし、この「特別条項付き36協定」を締結する場合は、その他の業務とは取り扱いが異なり、下記(★)の上限は適用されず、年間960時間（休日労働時間数は含まず）の上限のみ適用されることとなります。

★ その他の業務が「特別条項付き36協定」を締結する場合の上限規制

- ①時間外労働が年間720時間まで
- ②時間外労働及び休日労働の時間数を合算して、月100時間未満及び2～6ヶ月平均80時間以内
- ③原則45時間の上限を超えて時間外労働させることが出来る月数は年間6ヶ月まで

(2) トラック運転者の拘束時間の上限規制等

従来、自動車運転業務に関しては、上記(1)の時間外労働の上限規制とは別に、改善基準告示によって「拘束時間（休憩時間、仮眠時間を含む始業から終業までの使用者に拘束される全ての時間）」等の上限規制を受けており、今年の4月からは、この「トラック運転者の改善基準告示（タクシー運転者、バス運転者等についても、別途改善基準告示が存在しますが、これについては省略します）」についても改正され、下記の通り規制が強化されることとなります。

①年間及び1ヶ月の拘束時間	年間：3,300時間以内 1ヶ月：284時間以内	労使協定締結により、下記の上限まで延長可（1、2を満たす必要あり） 年間：3,400時間以内、1ヶ月：310時間以内（年間6ヶ月まで） 1. 284時間超は連続3ヶ月まで 2. 1ヶ月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
②1日の拘束時間	原則1日13時間（延長する場合は、1日15時間を上限とし、1日14時間を超える回数を出るだけ少なくするように努めること ※目安は1週2回まで）	
③1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし9時間を下回らないこと ※休息期間とは、直前の勤務（の終業時刻）と次の勤務（の始業時刻）の間の時間です	
④運転時間	2日間を平均して1日9時間以内 2週を平均して1週44時間以内	
⑤連続運転時間	4時間以内（運転の中断時には、原則として休憩（1回概ね連続10分以上、合計30分以上）を与えることとし、10分未満の運転の中断は3回以上連続しないこと）	

※その他、細かなルール・例外等ありますが、紙幅の関係でここでは省略します。

【補足】

上記の(1)(2)①については延長のための労使協定を締結している場合のルールは、起算日が令和6年4月1日以降となる労使協定を締結する時点から適用されることとなります。例えば、令和6年1月1日を起算日とする1年間の労使協定を締結した場合、その協定の有効期間の末日である令和6年12月31日までは、上限規制の強化は適用されません。ただし、(2)②～⑤(2)①については延長のための労使協定を締結していない場合については、例外なく令和6年4月1日より適用されることとなりますので、その点ご注意ください。

